

# 配給統制會社の理論

岡本理一

- 一 團體配給と會社配給
- 二 配給統制會社の意義
- 三 配給統制會社の進展
- 四 配給統制會社の種類
- 五 配給統制會社の職能と其の事業

## 一 團體配給と會社配給

一般に配給理論において「配給」とは、物資が最初の生産者より最後の消費者に至るまでに生ずる流通事象と、これを起さしめる經濟行爲の兩者を指すのであるが、この場合、その經濟行爲すなはち物資の集荷、購入、運送、保管、販賣、分荷等が個人を主體として行はれるか、或はその結合組織である團體を主體として行

はれるか、之をその行爲主體に即してみると、「個人配給」と「團體配給」とに分けることができる。通常、單獨小賣商の購入、販賣等に見られる配給は前者の例であり、また各種組合、會社、營團等の行ふ同様の活動に見られる配給は後者に屬するものである。かくて先づ「會社配給」とは團體配給の一種にして、會社を主體として行はれる物資の集荷、購入、運送、保管、販賣、分荷等の經濟行爲と、この結果生ずる經濟事象を指すものであることが知られるのである。

さて從來の自由主義經濟の下においては、物資の價格はほとんど國家の權力的統制を受けず、それは需要と供給との關係によつて上下するを通常とし、その配給亦、生産者と消費者との間における自然的流通事象として生じ、格別の國家的統制を受けず、配給経路のごとき容易に変更することを得たのである。ゆゑに一般の企業者は物資の賣買にあたり、最も廉價なる時を選んで、最も有利なる所へ販賣することを得、以て謂はゆる投機的利潤を收得したものであつた。しかしながらかくの如き利潤を得るためには、常に企業者自らがよく業務に勉勵し、商機に臨んでは敏活に行動し得、しかも或る程度取引上の秘密を保持し得ることを要件としたのであるが、これらの諸點において、一般に個人商業は團體商業より遙かに勝れてゐた爲、自ら從來の配給形態としては、個人配給の方が團體配給よりも壓倒的に多かつたのである。このことは過去において我が單獨商業者の數がいかに多く、その反面、團體形態をとる配給が一部の組合、カルテル等を除き、いかに少いかを見ることによつて容易に知り得るところである。

然るに支那事變の勃發以來、經濟に對する統制が漸次強化せられ、更に大東亞戰爭への進展と共に、本格的なる國防經濟體制の確立をみるとするや、個人配給は漸次團體配給へ移行するやうになつた。その理由は要するに、統制強化にともなひ個人商業の活動分野が極限され、上述のごとき固有の特長も漸次失はれ、したがつて個人配給はその影をひそめた反面、團體商業はその有する組織と職能の諸點において、よく國家の統制に協力し得る適格性を有するため、したがつて團體配給の増大をみるやうになつたのである。換言すれば、先づ生産統制によつて生産物の種類、數量は著しく減少し、配給統制によつて配給數量は限定され、取引先も特定して自己に有利なるものを選び得ず、價格統制によつて營業利潤は全く手數料化し、消費統制によつて不急品、高級品の賣行減退してきた爲、もはや既述のごとき個人の創意を活用して經營上の才能と手腕を振ふ餘地はほとんどなく、したがつて巧に商機をつかんで大なる投機的利潤を收得することは全く望み得なくなつたのである。然るにかゝる各種統制の進展は、いつまでも個人の商業をして從來通りの小資本による零細經營を持續せしめ得ず、配給費用の低減と配給能率の増進をはかつてその存在を確保するため、必然的に經營單位の擴充による一店當り商品取扱量の増大と、ひいて經營の共同化とを要請し、こゝに個人商業の有機的結合による團體商業への移行、したがつて生ずる團體配給の増加をみるやうになつた。またこれを國策遂行上の見地より眺めるとき計畫配給制度の下における配給の統制を圓滑に行ふため、個人配給は團體配給へ移行するを適當とする。何となれば計畫配給の目標とするところは、物資の需要と供給との適切なる合致にあつて、このためその

流通過程に種々の統制を加へねばならぬのであるが、これを圓滑に遂行して謂はゆる適正配給の實現と價格公定の効果を確保するためには、從來のごとき多數の個人商業による配給よりも、これを會社等に統合せる團體商業による配給の方が遙かに適策であるからである。更にまた、今日の至上命令たる生産擴充に必要な勞力を供出するためにも、配給組織の再編成による多數轉廢業者の續出は不可避の事柄であるが、この場合、殘存業者の經營を維持せしめ、或は長期勤勞作業への出勤乃至徵用強化等に對處するためにも、組合或は會社の形態をもつて合同するを得策とすべく、こゝにも團體配給へ移行すべき一因がみられるのである。

かくの如く今日の團體配給は個人配給の發展せる統合形態であるが、これはその主體の如何によつて、「組合配給」「會社配給」及び「營團配給」の三者に大別することができる。

このうち、「組合配給」は從來の商業組合、工業組合、産業組合、消費組合等による配給を指し、これらが各組合員の事業經營上、或は日常の生活上、多くの利益をもたらしたことは周知の通りである。しかし從來の組合は餘りにも各組合員の獨立性を尊重し、その目的が結局、組合員各個の利益増進におかれてきた爲、今日の公益的目的の達成をはかるべき團體配給の主體としては、必ずしも適切なものとは稱し得なかつた。例へば從來の商業組合は、商業組合法第一條の規定にも明かであつたごとく、それは公共的色彩きはめて濃厚にして、謂はゆる共同的目的を達成するため統制事業を行ふべき筈であるに拘はらず、なほその重點が營業の助成事業におかれ、結局、組合員の個人的利益の増進に努めてゐたのである。したがつて從來の商業組合はかゝる

自由主義的、民主主義的性格の故に、その根本的改革が要請せられ、すでにその配給統制を眞に國家の計畫に副はしめる目的を以て、卸商業組合のごときは多く配給統制會社に統合せられ、更に商工組合法の制定によつてそれは工業組合と共に全部統制組合、施設組合に改組せられることゝなつたのである。また同様の意味において、産業組合は農業團體法による農業會に改められ、消費組合も地域、職域における二重配給を避けるため、原則として新規配給は認められず、たゞ生産擴充に緊密なる關連をもつ工場、事業場等の購買會については、近時、新たに「勤勞者用物資配給所」として出發することが認められるやうになつたのである。かくしてこれらの組合は何れも國民經濟の總力發揮に資するため、事業の經營を行ふことを目的として根本的變革をみたのであるが、しかしその實質的な活動と成果とは今後に期せられ、更にそれが強き統制と多くの資本とを必要とする大事業の經營に適せざるため、自ら活動範圍にも一定の限界が存し、その爲し得ざるところは之を會社または營團の配給に委ねばならぬのである。

次に「會社配給」は後述のごとく、支那事變の勃發以來、配給統制會社の續出によつて急激に増加してきたものである。すなはち事變勃發當初、主として商業・工業組合によつて行はれてゐた物資の統制は、漸次統制會社によつて行はれるもの多くなり、特に昭和十六年に入りてこの傾向は一層顯著となり、卸配給のごとき卸商業組合の共販會社或は統制會社への發展的統合によつて、ほとんど會社配給に改變されたのである。すでに最近まで、主として物資の統制を行ふため、商・工・鑛・農等の各部門にわたり設立された統制會社は、物資の

種類において二百餘種にのぼり、會社の數において中央、地方を通じ六百有餘の多きに達したのであるが、このうち大部分は配給關係のものにして、通常統制會社と言へば、配給統制會社を意味するほどの盛況を呈してゐるのである。かくして今日、會社配給は組合配給と共に團體配給の大部を占め、まさにその代表的なものとして過言でないほどである。もとより從來の統制會社はそれを制度的にみるとき全からず、設立の實情においても種々の缺陷を有してゐた。すなはちそれが商法上の株式會社であるため、國家の監督充分に行はれ得ずして國家的使命の達成に遺憾の點少なからず、また事業の運営は株主總會中心主義で行はれるため、利潤追及の觀念を捨て得ずして、自ら國策への協力を缺くこととなり、更にまたその設立が比較的容易であるため、謂はゆるトンネル式統制會社の出現をみて、事務手續の複雑化と中間手数料の増嵩、經費の濫費等をみることも少くなかつたのである。而してかゝる從來の統制會社の制度的缺陷を是正し、從來ほとんど無統制に設立されてゐた多數の統制會社を整備し、併せてその基礎法規とする目的をもつて制定されたのが、かの「統制會社令」(昭和十八年十月十八日公布、施行)にして、これにより反つて配給統制會社は確固たる法的根據を與へられて制度的にも改善をみ、こゝに名實ともに簡素強力なる配給の統制をなすと同時に、自らその事業の經營をも行ひ得る體制を具へることとなつたのである。

最後に「營團配給」は今日のところ、團體配給として前二者ほど顯著にみられないけれども、今後における活動には大いに注目すべきものがあるやうに思はれる。もともと營團はその成立の理由において、從來の企業

組織が一部の謂はゆる國策會社を除き、多く營利の追及より全然絶縁し得ざるゆゑ、國防及び國民生活の安定に關係深き事業の經營に適せず、よつて國家自ら資本の一部もしくは全部を出資して事業の經營に参加し、以て公益の維持増進をはからんとするところに存するのである。したがつて之による配給は、現在政府の專賣事業による配給を除けば、公共的色彩の最も濃厚にして、また最も進歩的なものと言ひ得るのである。このことは今後の統制會社が「統制會社令」の制定に従ひ、資本と經營との分離が極度に進められ、著しく營團的性格を帯びるに至つたことに鑑みても明かである。この意味において營團配給の將來は大いに刮目すべきものがあると言はねばならぬ。しかし現在においては、配給營團として大いに活動せるものは國民の主要食糧を取扱ふ「食糧營團」一個あるにすぎず、一部において生活必需品及び生鮮食料品につき配給營團設立の可能性が説かれ、その實現の促進が強調されてゐるけれども、<sup>(註)</sup>未だその設立はみられず、また東亞共榮圏内における物資の交流を圓滑にする目的を以て、謂はゆる廣域配給を掌るところの「交易營團」が昭和十八年七月設立せられたけれども、その積極的活動は今後に期せられてゐる實情である。かくて營團配給はその事例において前記の組合配給及び會社配給よりは甚だ少いけれども、しかしそれが團體配給の一般的特質を多分に具へ、これら兩者を吸収し得る可能性を有する點において、幾多の考究さるべき課題を有するものと言はねばならぬ。

(註) 例へば福田敬太郎博士「生鮮食料品配給營團の設立を提唱す」(國民經濟雜誌第七十二卷第二號、昭和十七年二月)  
福田敬太郎博士、本田實教授共著、生活必需品消費規正(昭和十八年二月)「第七章」、山村喬教授「帝都魚類營團論」(商工經濟第十七卷第二號、昭和十九年二月)等参照。

## 二 配給統制會社の意義

すでに述べたるところによつて明かなることく、會社配給はこれを廣義に解すれば、文字通り「會社による配給」にして、その會社の種類、或は時代の如何を問はないのである。すなはちその會社が合名會社であれ、合資會社であれ、株式會社であれ、株式合資會社であれ、もしくは有限會社であれ、その種類の何れたるを論ぜず、またそれが自由主義經濟下の純然たる營利會社たると、統制經濟下の公益を目的とすべき統制會社たると、その屬する時代の如何を問はないのである。ゆゑに例へば從來の自由主義經濟の下において、一部の生産會社が販路獨占の目的を以て單獨の販賣會社を設けた場合、或は多數の會社が販路協定等の目的を以てカルテル式の共販會社をつくつた場合、これによる賣買は當然「會社配給」に屬するのである。しかしながら今日の會社配給の包括概念たる團體配給は、全く統制經濟下の所産であり、専ら配給統制といふ目標を有し、それが組合配給であれ、會社配給であれ、また營團配給については言はずもがな、すべて從來の無計畫的にして營利本位の個人配給乃至團體配給を排して、計畫的にして公益本位のものに轉換したのであるから、會社配給の現時的意義はきはめて狹義に解されねばならぬ。いまこれを一言で盡せば「配給統制會社による配給」と言ふことが出来るであらう。然らばいつたい配給統制會社とは何であるか、これが明かになつて初めて今日の會社配給は分明すると思はれるゆゑ、以下數章にわたつてその意義、進展、種類、事業及び職能につき述べることに、

する。而して先づその意義に關しては、これを法律的並に經濟的の兩方面より論じ得るゆゑ、こゝにはこの兩者につき述べようと思ふ。

### 一 配給統制會社の法律的意義

配給統制會社はこれを法律的にみた場合、我が「統制會社令」の規定にしたがひ、次のごとく定義することができる。すなはち配給統制會社とは、統制會社の一種にして、國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむるため、配給事業の統制の爲にする經營を行ふ株式會社であると。これを分説すれば左の通りである。

第一に配給統制會社は統制會社の一種である。

統制會社とは國家總動員法第十八條(註)の規定にもとづき、事業の統制の爲にする經營を目的とする會社であるが(統制會社令第一條)、その事業としては、物資の(一)購入、販賣其の他配給、(二)輸出、輸入、(三)生産、(四)保管、(五)人又は物の運送、(六)その他が存し(同令第十六條)、要するに、我が統制會社令による統制會社はその事業の種類によつて、(一)配給統制會社、(二)貿易統制會社、(三)生産統制會社、(四)倉庫統制會社、(五)運送統制會社等に分けられることとなる。而してこれらの中、配給統制會社は最も早く設けられ、その數亦最も多く、謂はゞ統制會社中の王座を占めてゐるのである。

(註) 國家總動員法(昭和十三年四月一日公布、法律第五十五號)第十八條(抄)「政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得。

なほ配給統制會社は、謂はゆる「國策會社」と稱して單獨の特別法により設立されたものゝほか、必ず統制會社令の規定にもとづきその商號中に「統制」なる文字を用ふることを要する（同令第十五條）。したがつて從來、「共販會社」「販賣會社」「配給會社」等の名稱をもつてゐた會社は、必ず「統制」なる文字を附け加へるやう改められねばならぬ。但し必ずしも「配給統制會社」といふごとく「配給」なる文字を附することを要しなす。<sup>(註)</sup>

(註) 例へば「日本澱粉統制株式會社」は商號中に「配給」なる文字を附してゐないが、これはその前身「日本澱粉株式會社」が農商大臣より統制會社令に基く改組命令を受け、昭和十八年十二月二十八日の臨時總會を以て新發足したもので、その事業は澱粉の生産より配給に至るまでの一貫的統制を行ふものである。

なほまた配給統制會社は右の同令に基き、役員として社長（一人）を置いて會社の代表と業務の總理とを行はしめ、理事（三人以上）を置いて社長の補佐或はその職務の代理、業務の分掌を行はしめ、監事（若干人）を置いて會社の業務及び財産の状況を監査せしめねばならぬ。その他、配給統制會社は制度上、或は設立の手續上、すべて同令規定の適用を受けること言ふまでもない。

第二に配給統制會社は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲、配給事業の統制の爲にする經營を行ふことを目的とする。

およそ今日の企業乃至經濟團體はその種類、形態の如何を問はず、直接戦力の増強に寄與すべきことが要請

せられ、そのため事業經營の方針が國策の遂行または協力に變換せしめられたこと言ふまでもない。すなはち從來、營利的色彩の最も濃厚と思はれてゐた一般の民間事業會社に對してすら、すでに會社經理統制令（昭和十五年十月十九日公布）は「會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義」とすべき劃期的規定を行ひ（同令第二條參照）、爾後會社は私益追及的經營より國策協力的經營への轉換を、單に倫理的義務としてのみならず、更に法律的義務として課せられるやうになつたのである。このことはかの軍需會社法（昭和十八年十月三十一日公布）が謂はゆる責任生産制をとつて軍需會社の國家性を法律的に制度化し、從來の對會社的、對株主的、對債權者的なものに限られてゐた責任を對國家的なものに改め、以てそれを經營上、一層明確ならしめたことによつても知り得るところである。かく見るとき、配給統制會社が前述のごとく國家總動員法第十八條の發動による統制會社令にもとづき設立せられ、それは他の統制會、商工經濟會、商工組合、農業團體、水産業團體と同様、現下の決戰段階に即應すべき經濟統制機構の一環として、きほめて主要なる存在である以上、その目的が國民經濟總力發揮のため、換言すれば國民經濟全體の利益のために事業の統制を行ひ、またこれが爲の經營を行ふことに存することは理の當然と言はねばならぬ。それは決して從來の共販會社或は販賣カルテルのごとく、特定の配給部門または配給業者の利益のために事業の統制或は經營を行ふことを目的とするものであつてはならぬのである。

また配給事業の統制の爲にする經營を行ふとは、それが單に配給の統制行爲のみならず、更にその統制の效

果を確保するため、會社自ら現實に物資の購入、販賣等のごとき配給經營を行ふことを意味する。從來、我が統制會社の中には謂はゆるトンネル式統制會社なる俗稱を以て呼ばれてゐるとき、現實の賣買事業には直接關與せず、たゞ帳簿上、物資を通過せしめて手数料を收得し、徒らに經費の増嵩を生ぜしめてゐるもの少くなかつたのであるが、かゝる弊害を矯正するため、上述の通り統制會社令において改められたのである。すでに之が改組は多くの統制會社につき主務大臣の改組命令をもつて着々進捗しつゝあるが、かの日本石炭株式會社が石炭配給統制法（昭和十五年四月八日公布）の改正により、その機構の改組を行ひ、從來の賣戻制を廢止して昭和十九年四月より實際に自ら賣買を行ふやうになつたのも、それと軌を一にするものと言ひ得る。

第三に配給統制會社は株式會社である。

すべて統制會社は、統制會社令にもとづき株式會社の組織によることを規定されてゐるため（同令第二條）、他の會社組織をもつて設立することは許されない。從來とても配給統制會社の多くは、可なり資力の豊富なる多數の卸賣業者の統合によつて設立せられ、組織の重點が人的結合よりも物的結合に存在してゐた爲、ほとんど株式會社の組織をとつてゐたのであるが、すでに同令によりその設立は行政官廳の設立命令によつて行はれ（同令第三條）、しかも相當多額の資本を必要とし、更にまた制度の統一、國家による監督の徹底といふことも肝要なことであるから、これらの諸點より眺めるとき、株式會社組織の採用は至極當然のこと、言はねばならぬ。それゆゑ從來、地方的に配給業者を統合して設立された有限會社組織のものは、それが統制會社令にもと

づく配給統制會社となるためには、當然株式會社の組織に變更されねばならぬ。

## 二 配給統制會社の經濟的意義

次に配給統制會社を經濟的にみた場合、それは配給統制の意義にしたがひ廣狹二義に解される。

第一に廣義においては、配給統制會社は物資の生産より消費に至る全流通過程に對し統制を行ふ會社であると定義することができる。

およそ配給統制はこれを歴史的に考察する限り、廣狹二義に解することができる。<sup>(註)</sup>

(註) この詳細については拙稿「計畫配給と配給組織」(商學討究、第十七卷上冊、六三一—七一頁)參照。

すなはち廣義においては文字通り「配給の統制」、換言すれば物資が最初の生産者より最後の消費者に至るまでの全流通過程に自主的または權力的に何等かの統制が行はれ、その自由性が多少に拘はらず制限されることを意味する。自由配給制度のもと、或は計畫配給制度への過渡期にみられる配給の統制は多くこれに屬し、謂はゆる「自主的配給統制」と稱して個人的または團體的に行はれたものは、すべてこれに含まれるのである。しかしながら今日の配給統制がこれとは本質的に異なる性格を有し、遙かに狹義に解さるべきことは次述の通りである。とにかくかゝる意味における配給統制を行ふ會社を配給統制會社と解すれば、嘗ての自由配給制度の下における共販會社、販賣統制會社等はすべてこれに包含されることとなるのであるが、これを今日のものととしてとり得ざることと言ふまでもない。

第二に狹義においては、配給統制會社は統制經濟のもと、國家の委任を受け、その配給計畫にもとづき、公益の維持増進を目的として、物資の需給を調節するため、その流通を統制する會社であると言ふことができる。

これは今日における配給統制の意義に照應するところのものである。思ふに今日の配給統制の意義を一言で盡せば、それは國家またはその委任を受けた機關が國家の配給計畫にもとづき、公益の維持増進を目的として、物資の不足より生ずる需給の不適合を除去するため、これが流通過程に一定の指導、制限を行ふことであると言ひ得るであらう。その統制意志は全く國家側に存し、國家の權力を以て企業の自由活動を拘束し、從來の自主的配給統制より生ずる弊害を除去せんとするものである。これを前記の配給統制との比較において、「權力的配給統制」と稱してもよい。これが統制のため、或は配給活動に對する統制（許可、禁止、制限、命令）がとられ、或はまた配給數量に對する統制（定量割當制—實績、切符、通帳制等）が存し、更にまた配給機構の整備が行はれてゐることは周知の通りである。而して今日の配給統制會社はまさにかくの如き意義を有する配給統制を行ふ會社と解され、この故を以て上記の定義が爲され得たのである。

さて配給統制會社が國家の委任を受けるとは、それが國策代行機關としての任務を與へられたことを言ひ、こゝにその職能が存するのであるが、これにより會社は業界の實情に即せる統制を行ひ得、且國家事務の繁雜化をよく避けしめ得るものである。また配給統制會社が公益の維持増進を目的とするとは、これを具體的に

みて、原料、資材その他生産財の配給については専ら生産擴充の遂行を目的とし、また生活必需品その他消費財の配給については、偏へに國民の戦時生活の維持確保を目的とすることを意味する。更にまた物資の需給を調節するためその流通を統制するとは、一般に減少せる物資の供給量を適切に需要先へ割當てることを言ひ、しかもこの際會社は單に統制行爲のみならず、更に統制に必要な事業經營をも行ふものであることを附言せねばならぬ。蓋し配給に對する統制の徹底を期するためには、もとより巧みなる統制技術に俟つところ大なるものあるは言ふまでもないが、同時にその統制機關と事業經營機關とが同一の組織體にして、自らの企畫、指圖通りに現實の配給活動を行ひ得ることが最も望ましいからである。(筆者はこれを假りに『配給統制徹底の原則』とよびたいと思ふ)。かくて配給統制會社は生産企業またはその統制團體より生産物を全部買取り、これを國家の配給計畫にもとづき、自ら或はその下部組織を通じて需要者に販賣するものである。ゆゑに從來の一部統制會社にみるごとく、たとへその商號中に「配給統制」なる名稱をとらざるものであつても、その事業として實質上、上述のごとき配給の統制並にその經營を行ふかぎり、すべて配給統制會社と解さねばならぬ。また謂はゆる「國策會社」と稱せられるものの中には、配給統制を行ふもの少くないが、これらは何れも現行の統制會社令にもとづかず、單獨の特別法にもとづき、また政府の出資を得てゐる特殊會社である點において、こゝに言ふ配給統制會社とは異なるけれども、しかしそれを經濟職能の觀點より眺めるとき、廣義の配給統制會社に屬するものと言はねばならぬ。

(註) 現在、國策會社形態の配給統制會社をあげると左のごときものがある。

| 名 稱           | 資本金(内政府出資) | 設 立     | 準 據                       | 法 |
|---------------|------------|---------|---------------------------|---|
| 一、日本輸出農産物株式會社 | 一千萬圓(半額)   | 昭和十五年七月 | 日本輸出農産物株式會社法(昭和十五年四月八日公布) |   |
| 一、日本肥料株式會社    | 五千萬圓(半額)   | 昭和十五年七月 | 日本肥料株式會社法(昭和十五年四月八日公布)    |   |
| 一、日本石炭株式會社    | 一 億 圓(半額)  | 昭和十五年六月 | 石炭配給統制法(昭和十五年四月八日公布)      |   |
| 一、日本木材株式會社    | 五千萬圓(半額)   | 昭和十六年八月 | 木材統制法(昭和十六年三月十三日公布)       |   |
| 一、日本蠶絲統制株式會社  | 八千萬圓(半額)   | 昭和十六年五月 | 蠶絲業統制法(昭和十六年三月十三日公布)      |   |

今日にみる配給統制會社の法律的並に經濟的意義は上述の通りである。それは物資の最初の生産より最後の消費に至るまでのすべての配給活動を統制し、また自ら一定の基本計畫にもとづいて配給活動を行ふものである。したがつてそれは卸賣に關すると小賣に關するとを問はず、また購入の部面におけると販賣の部面におけるとを問はず、すべて統制し、經營するところのものである。ゆゑにこれら賣買活動に附隨して物資の集荷、運送、保管、分荷等の業務活動がその内に包有さるべきは當然の事柄である。然るに世上、かゝる配給の意義を全く無視し、それを最も狹義に解して販賣の意味にとり、これに重點を置く統制會社を「配給統制會社」と稱し、而して物資の集荷、購入を配給と全く區別して、これに重點を置く統制會社を「集荷統制會社」と稱してゐるのが見られるのである。蓋しこれが集荷に重點を置ける理由は、要するに農水産物の一手買取、或は故金屬類の回收等におけるごとく、その生産者または供給者が甚だ多數にのぼり、爲に會社の事業活動が甚だ盛に行はれる

反面、その販賣は多く大口の業者團體を相手とせるゆゑ、業務は比較的簡單にして、集荷、購入にみるほどの努力を必要とせないからである。これに屬する會社としては、農水産物の一手買取機關として設けられた日本輸出農産物株式會社、日本大豆統制株式會社、日本澱粉統制株式會社、日本諸類統制株式會社等があげられ、また鐵屑、故銅、亞鉛、錫、鉛等の買取りを行ふ日本金屬回收統制株式會社のごときもこの部類に入れられるものである。しかしながら屢々述べる通り集荷といひ、購入といふも、それは廣く配給事象を生起せしめる部分活動にすぎないのであるから、かく全體と部分との關係にある配給と集荷とを並列せしめ、本來「配給統制會社」であるべきものを、特に「集荷統制會社」として區別する必要はないのである。たゞそれが配給統制會社の中、多數の生産者または供給者より少量づゝ買集め、これを少數の需要者へ大量的に販賣するといふがごとき、謂はゞ配給活動の重點が集荷または購入の部面に置かれてゐる會社と解しておけばよいであらう。

また同様にして、各種製造工業會社における原材料の入手を確保せしめるため、その統制及び一括購入を行ふ會社を「原材料統制會社」と稱し、「配給統制會社」と區別してゐるのが見られる。例へば鐵鋼部門における鐵鋼原料統制會社、輕金屬部門における帝國輕金屬統制株式會社、皮革部門における日本原皮株式會社等がこれにあたる。しかしながらこの種の會社は事業として生産を行ふにあらず、それは原材料の集荷、數量割當等をはじめ、價格、品質、規格、運送等の統制を行ふものであるから、當然、配給統制會社の内に包含さるべきものである。而して上述のごとく集荷統制會社及び原材料統制會社のすべてを配給統制會社の一部としてそ

の中に入れることは、晉に配給の經濟的意義よりみて正當であるのみならず、更に現行の我が「統制會社令」の規定に照すもその然るべきことが是認せられるのである。何となれば既述せしところによつて明かなることく、同令にもとづく我が統制會社の種類は、その事業によりて、配給統制會社、貿易統制會社、生産統制會社、倉庫統制會社及び運送統制會社の五種と定められ、集荷統制會社、原材料統制會社については法律上、何の規定もみられず、これら兩者は當然、配給統制會社の中へ入れられるからである。

なほ「貿易統制會社」は地域的に、或は品目別に物資の輸出並に輸入の統制を行ふことを目的とするものであるが、今日の計畫貿易（交易）を「廣域配給」と解するかぎり、これも一つの配給統制會社と見ることができらう。しかしこれには、すでに地方別の貿易統制會社が存し、<sup>(註二)</sup>また全國的なものとしては「交易營團」が設けられ、その法的根據も異なるゆゑ、これらは別個に取扱ふことを適當とするやうに思はれる。なほまた統制會社の中には生産と配給の兩分野を統制するところの、謂はゞ「生産配給統制會社」と稱さるべきものが存し、生産上、製品の品質、數量等の統制を行ふと同時に、生産された製品の配給統制をも行ふものである。纖維製品の統制會社に多くみられ、かの「纖維製品配給消費統制規則」（昭和十七年一月二十日公布商工省令第四號即日施行）にいふ乙號會社とはこれに該當するものである。<sup>(註二)</sup>しかしその事業の重點とするところは配給統制に置かれてゐるゆゑ、實質的には配給統制會社と看做し得るものであつて、恰もかの食糧營團が主要食糧の配給を主要業務としながら、他方において必要な製造、加工をも業務とせると類似してゐるのである。蓋しもとも

と「生産統制會社」と呼ばれるものが、實質上は生産に必要な原材料の配給統制を主たる業務とし、これに併せて生産管理を行つてゐる状態で、自ら生産經營には直接關與せず、ゆるに配給統制會社と稱して差支へない位の業務内容をもつてゐるからである。

(註一) 例、北海道貿易株式會社(資本金百二十萬圓)はさきの「貿易業整備要綱」にもとづき、交易局、交易營團、北海道廳の特別監督のもとに各種商品の輸出、輸入及びこれに附隨する業務を行ふため、道内の貿易業者を整理統合し、之等を株主として、昭和十九年一月設立された。今後、本道特産物の綜合的取扱をなす一元的貿易機關となるものである。本店を札幌市に、支店を東京都、函館、小樽兩市に置き、なほ必要な土地に出張所を設ける。

(註二) 例、日本布帛製品統制株式會社(資本金一千三百五十萬圓)は統制會社令にもとづき昭和十九年一月設立されたものであるが、これは従來「生産配給統制會社」であつた布帛製品中央製造配給統制株式會社、和裝製品中央製造配給統制株式會社、作業衣團體服中央製造配給統制株式會社、既製服中央製造配給統制株式會社の四社に、新たに全國中等學校制服商業組合聯合會を合して新設されたものである。また鐵鋼(二次製品)部門には十一の統制會社が存在するが、このうち八社は生産と配給の兩者を統制するところのものである。

### 三 配給統制會社の進展

配給統制會社を解して既述のごとく、今日の意味における配給統制を行ふ會社となすかぎり、それが支那事變勃發以來の所産であることは言ふまでもない。その先驅をなすものとして擧げられるものは、臨時肥料配給統制法(昭和十二年九月十日公布、同十一月二十五日施行)にもとづき硫安の一手販賣を行ふため、昭和十二年十一

月設立された硫安販賣株式會社（後に日本硫安株式會社に改組）、過燐酸石灰の配給統制を行ふため同十三年十二月設立された燐酸肥料配給株式會社（以上の兩社は昭和十五年七月、日本肥料株式會社へ統合さる）、また鐵鋼配給統制規則（昭和十三年六月二日公布、同七月一日施行）にもとづき、日本製鐵株式會社の製造する銑鐵並に日滿商事株式會社の取扱ふ銑鐵（昭和製鋼所及び本溪湖煤鐵公司の製品）を一元的に取扱ふため、昭和十三年七月設立された日滿鐵鋼販賣株式會社、鐵屑配給統制規則（昭和十三年十一月二十一日公布、同十二月一日施行）にもとづき屑鐵の一手販賣機關として、昭和十三年十二月設立された日本鐵屑統制株式會社等である。（後、前者は鐵鋼原料統制株式會社に、後者は金屬回收統制株式會社に統合さる）

しかし事變勃發直後における物資の統制はかゝる統制會社によるよりは、その以前から行はれてゐた組合本位のものによつてゐた。工業組合が原料、資材の一括購入を行ひ、商業組合が商品の共同販賣等を行へることは人のよく知るところである。然るにこれが後述のごとき理由により、漸次統制會社へ移行し、特にかの「物價統制實施要綱」（昭和十四年八月三十日、第二十九回中央物價委員會決定）が、強度の統制を必要とする物資の需要供給を調整するためには、「必要ニ應ジ特殊ノ統制會社ヲ設ケ所要ノ統制ニ當ラシムルコト」（同要綱、第三需要供給ノ調整、二ノ（一）ノ（四））と提案し、謂はゞ統制會社の設立に一般的なる根據を與へるに至つて以來、各種の物資に關し續々とその設立をみ、特に昭和十六年の春以來、この傾向が顯著にみられるやうになつた。すなはち商工省關係の物資について、また農林省關係のものについては産業組合に代るべき統制機關として、共に物資

別の統制會社が設けられ、謂はゆる「臨時措置法」その他の法令にもとづきこれらの會社は配給、生産の統制に必要な権限を與へられ、それは組合に代り得るほどの地位を占めるに至つたのである。然らば何故、かく當初の組合配給より會社配給へ移行したかと言ふに、その理由は要するに、前にも一言觸れたごとく、組合の活動は配給に限らず、すべて組合員個人の共同利益の増進に置かれ、爲に公益の維持増進を目的とせる配給統制の實行組織としてはその適格性が甚だ少く、これに反し統制會社は充分にその要件を具へ得、且事業の經營が容易にして便宜であるからである。いま之を更に分説すれば左の通りである。

(イ) 組合は會社に比し配給統制の徹底を期する點において劣ること。

何となれば從來の組合組織は人的結合に重點が置かれ、直接に統制の對象となるものは業者個人にして、配給の客體たる物資に對しては統制が常に間接的であつた爲、その統制行爲が割當事務的なものより配給の統制へ、更にすゝんで配給事業の經營を自ら行ふに至るや、依然各業者の獨立性が保持せられ、その個人的利害關係が内部に残存せる從來の組合を以てしては、統制の徹底をはかることが甚だ困難となつたからである。

(ロ) 組合は會社に比し配給事業の經營に要する資力並に人的能力の點において劣ること。

何となれば從來の組合は會社のごとき資本的結合によるものに非ざるため、資力は一般に豊富ならず、人的能力も亦充分とは稱し難く、したがつてすでに統制下、配給事業の經營が一定の手數料的收入をもつて維持せられることを要する今日の事態にあつては、組合による配給統制及び事業經營は甚だ困難となつたからである。

(2) 従来より共販會社等の存在してゐたこと。

支那事變勃發前より主として業者利益の維持増進をはかるため、共販會社等の會社が存在してゐたことは、偶々上記のごとき組合統制の缺陷を補足するに適切なものとしてとりあげられ、それが新しく謂はゞ戦時の配給統制を行ふといふ職能を以て登場したのである。蓋し會社は前述せしところによつて明かなることく、その組織の重點が資本的結合におかれ、直接に統制の對象となるものは社員個人に非ずして常に物資そのものであるため、會社による配給統制は組合によるそれよりも遙かに效果的であり、また一般に會社は豊富なる資力と有能なる人材とを具備すること比較的容易なるため、經營上においても組合より遙かに合理化をはかり得る長所を有してゐるからである。

もとよりかく言へばとて、組合統制にも固有の長所がないわけではない。いまそれを擧ぐれば、概ね組合は従來の配給業者の資力、技能、經驗等を活用し、配給能率の向上をはかる上において、會社よりも確かに勝れたるものであつた。またそれゆゑに組合は比較的複雑性を帯びた物資を取扱ひ得る點において、會社の及び得ざる利點を有してゐる。したがつて配給組織を可及的従來のまゝ保持し、業者の地位も従來通り認め、また經營に要する資本も比較的少額をもつて足り、しかもその取扱物資が比較的多種多様にして業界人の技能、經驗等に俟つを要する事業については、組合統制は甚だ適切なものと言ひ得るのである。しかしながら現下の傾向としては、すでに述べたるごとく、統制の強化にとまひ、配給業者個人の資力、技能、經驗等を活用する餘

地はきはめて狭められてきたのみならず、また取扱物資も漸次規格統一により單純化の方向にすゝみつゝあるため、かゝる組合の會社に勝れたる利點は次第に減退せるものと言ふべく、また經營上よりみるも、組合は内部の統制が比較的とりがたきに反し、會社にありては團結が強固にして統制はほとんど完全にとられ得るゆゑ結局、團體配給の主體としては組合よりも會社の方が勝れてゐるものと言はねばならぬのである。かくて組合配給より會社配給への移行は統制強化にともなふ當然の傾向として認めねばならぬのであるが、かゝる進展傾向を一言で盡せば、組合統制より自治的會社統制へ、更に官治的會社統制へ、更にすゝんで或ものは營團的統制の方向へ向ひつゝあるものとみることができるとしてかゝる進展傾向を一々の物資または業界について述べることは不可能であるから、こゝにはそれを我が石炭統制に引例して述べてみようと思ふ。

我が國において石炭に對し初めて統制の行はれたのは、大正十年十月、出炭調節の目的をもつて全國主要業者の申合せにより、當時すでに地方的協調機關として存在してゐた北海道、常盤、宇部、糟屋及び筑豊の五石炭鑛業會によつて結成された「石炭鑛業聯合會」の設立にみられる。同會は謂はゞカルテルとして全國出炭高の七割餘を統制し得、業者間における無用の競争を排して炭價の安定、事業存立の確保をはかつたのである。かくて石炭に對する初期の統制は「組合統制」であつたことが知られる。然るに昭和四年頃より世界的に蔓延せる財界の不況は當然、石炭界にも波及し、もはや上記「石炭鑛業聯合會」の生産統制のみにては、局面打開の困難なることが知られたので、昭和七年十一月、市價安定の目的を以て聯合會に加盟せる主要鑛主により

「昭和石炭株式會社」（資本金五百萬圓）なる全國的販賣統制機關が設立されたのである。而してこの販賣統制機關が「組合組織」によらずして「會社組織」をとつた理由は、要するに團結の鞏固を期し、會員の脱退を防止せんがために他ならぬのであつて、之により同社は全國の支店を通じて精密なる石炭の需給調査を行ひ、全國的需給調整計畫を編成して、送炭の調節、炭價の安定をはかり得たのである。これ謂はゞ自治的會社統制と呼ぶことができるであらう。

その後、支那事變勃發し、石炭の需要は増加した反面、供給はこれに伴はず、昭和十四年頃までは増産に成功したけれども、爾後は資材、勞力、輸送、價格等の多くの諸點に隘路が存した爲、遂に重要産業方面において石炭缺乏の聲を聞くに至り、もはや自治的統制機關たる昭和石炭株式會社の機能のみを以てしては、かゝる事態を克服し得ず、依然需要者の側において無統制なる石炭爭奪戰が演ぜられたのである。かくて自治的統制は政府の豫期せる効果をあげ得なかつた爲、遂に官治統制がとられることゝなつた。すなはち政府は上述のごとき逼迫せる石炭の需給關係を調節し、配給統制を全國一元的に行ふ目的を以て、石炭配給統制法にもとづく「日本石炭株式會社」（資本金五千萬圓、内半額政府出資）を昭和十五年十月設立したのである。而して同社は内地産たると、輸移入炭たるとを問はず、すべて石炭を一手に買入れ、これを政府の指示する配給順位及び消費規正率にしたがひ、全體的計畫を編成して各方面へ適正に分配することゝしたのである。換言すれば、謂はゆるプール平準價格制を採用し、同社は各炭礦別に生産費を考慮して石炭を買上げ、これをまた元の業者に

賣戻すこととし、その差損は政府が補償するところの謂はゆる二重價格制をとり、以て石炭の増産と配給の適正を企圖したのである。しかしながら同社が現實に石炭の賣買を行はず、たゞ業者に對し配給計畫にもとづく販賣指圖書により賣渡先、銘柄、數量等を指示するに止まつたことは、それを典型的なるトンネル式統制會社たらしめたのである。然るに同社がかかるトンネル式統制會社となつたことは、種々の弊害を生ぜしめたのである。蓋し同社が現物を把握して實際の賣買經營を行はざる結果は、業者と需要者との間において情實配炭の行はれること甚だ多く、また山元より需要者の庭先までの輸送が全部生産者個人の責任において行はれるため、輸送荷役能率が著しく低下し、ひいて現下の至上命令たる生産擴充に支障をきたさしめること少くないからである。こゝにおいて政府は昭和十八年十月、同社を改組して従來の賣戻制度を廢止し、石炭配給の一元化をはかることとしたのであるが、このため石炭配給統制法を改正して同社の資本金を従來の五千萬圓（内、政府出資二千五百萬圓）より一億圓（内、政府出資五千萬圓）に増資し、新機構による之が全面的實施は、昭和十九年四月より始めることとしたのである。

思ふにかゝる改組により同社が石炭の賣戻制を廢して配給事業の經營に自ら乗りだし、また上記のごとき資本的強化と共に、政府の監督指導を強化するため、従來認可制度であつた社長、副社長を政府の任命にかゝるものに改め、更に社長の原案執行權を認め、更にまた同社に石炭の數量、品質を検査し得る公權を與へたこと等は、たとへかゝる統制が會社統制に屬するものであつても、多分に官治的色彩が濃厚にして、漸次配給營團

の方向へ進みつゝあるものと言ひ得るであらう。果してこれが將來、「石炭營團」といふがとき組織に成るや否やは未知のことに屬し、直ちに豫測することは困難であるが、しかし上記のごとき日本石炭株式會社の現時的性格に鑑みると、その實現の可能性が全くないものと斷することはできないのである。

さて上述のごとく我が國の配給統制は、組合形態によるものより漸次、その發展的統合によつて設けられた會社形態によるものへ移行したのであるが、しかし之が餘りにも濫用された結果は、遂に既述のごとき多數の謂はゆるトンネル式統制會社を續出せしめ、<sup>(註一)</sup>小規模、小資本の弱體組織である結果は、その整理を要請せしめるに至り、こゝに昭和十八年十月、統制會社令の制定をみ、その整理並に強化を行ふこととなつたのである。いま昭和十八年九月末現在における我が統制會社のうち、全國を地區とする主要なものゝみを會社數についてみれば左の通りであつて、<sup>(註三)</sup>これに地方的なものを加へると六百餘に達すると謂はれてゐる。

(一) 産業別により分類せる統制會社數

|     |    |                       |    |     |    |
|-----|----|-----------------------|----|-----|----|
| 鐵 鋼 | 四  | 鐵鋼(二次製品)              | 一一 | 鑛 山 | 四  |
| 金 屬 | 二  | 輕 金 屬                 | 三  | 機 械 | 五  |
| 造 船 | 二  | 燃 料                   | 四  | 化 學 | 四三 |
| 油 脂 | 四  | 皮 革                   | 一二 | ゴ ム | 一二 |
| 織 維 | 五五 | 農林水産(舊商工農林兩省共管ノモノヲ除ク) |    |     | 四八 |

計 二〇九社

(二) 資本金により分類せる統制會社數

| 資本金       | 會社數 | 同比率 |
|-----------|-----|-----|
| 三〇〇萬圓未満   | 一三八 | 六六% |
| 三〇〇萬圓以上   | 二〇  | 一〇  |
| 五〇〇萬圓以上   | 一九  | 九   |
| 一、〇〇〇萬圓以上 | 二二  | 一一  |
| 三、〇〇〇萬圓以上 | 三   | 一   |
| 五、〇〇〇萬圓以上 | 七   | 三   |

(三) 統制目的別により分類せる統制會社數

| 統制目的                | 會社數 | 同比率 |
|---------------------|-----|-----|
| 原料統制を主とするもの         | 一九  | 九%  |
| 生産統制、生産配給統制を主とするもの  | 四八  | 二三  |
| 配給統制を主とするもの         | 一三〇 | 六二  |
| 原料、生産、配給の一貫的統制をなすもの | 一三  | 六   |

(註一) 統制會社の多くがトンネル式のものになつた理由としては次のごときことが考へられる。

例へばこれを嘗ての農林省關係の統制會社について言へば、それは從來の配給機關たる産業組合並に商人の兩者を統合して一元的組織化をはかり、之をもつて統制會社の母體としたといふのではなく、事實は産業組合と商人との双方を從來のままその獨立性を認め、ただ兩者の出資によつて統制行爲のみを行ふ統制會社を設けたのであるから、會社としては物資の賣買に關する實務はなく、しかも會社資本に對する配當にあてゐるため多數の收入を必要とし、こゝに専ら統制事業のみを行ひ

之より得るスタンブ代に依存してその存續をはかるトンネル式會社に墮した理由が存するのである。これがもし嘗ての商工省關係の一部統制會社にみると、卸賣業者その他の業者を打つて一丸としたものであれば、配給段階は短縮せられ、したがつて手数料、諸經費等の低減を來さしめる可能性もあつたのである。然るにそれは企業整備により業者の統合整理を行ふべき筈であつたにも拘はらず、業者を從來のまゝにして、新たに統制會社を設けたのであるから、配給組織の複雑化と配給費用の増嵩を生ぜしめ、生産者例へば農民をして高額の手数料を負擔することの困難を唱へしめるに至つたのである。また之が消費者の負擔を重からしめてゐることも同様である。かくしてこゝにトンネル式會社の整理、改革さるべき理由が存したのと言ひ得る。尙、日本石炭株式會社のごときが設立の當初、石炭の一手買入販賣機關として目論まれながら、トンネル式會社に墮した理由は、要するに貯炭設備、積出設備等を所有する大手生産者の反對があつた爲である。

(註二) 「統制會社の現状と整備方針の具體化」(重産協月報第三卷第一號、昭和十九年一月、四〇—四一頁參照)。本表のうち(三)において、原料統制といふも、それは既述のごとく配給統制の中に入るべきものであり、また生産統制といふも、それは實質的には生産に要する原材料の配給統制に生産管理を併せ行ふものを指すのであるから、それらすべては廣義の配給統制會社と解して差支へないであらう。

最後に、これら多數の統制會社の整備方針としては、(イ)すでに設立目的の大部分を喪失し、またはその機能の停止せるものを解散せしめ、(ロ)關係業者少數にして生産、配給、消費等に關する官廳、統制會、その他の命令、指示等により統制を爲し得る場合にも、能率の増進をはかるため、中間機關たる統制會社を解散せしめ、(ハ)業務の範圍を取扱物資別、事業別または地域別に出来るかぎり包括的ならしめ、以て統制會社を減少すること、の三つがあげられる。これにより政府は從來、過剰の觀ある統制會社を極力整理してその數を減少す

ると同時に、殘存統制會社については組織の簡素化、人員の減少及び經費の節減等をはかり、トンネル式統制會社の存在を許さず、以てその整備強化をはかることとしたのである。かくしてすでに纖維製品の部門においては、かの「纖維製品配給機構の整備に関する件」(昭和十八年十月十一日商工省發表)により單一の纖維統制會社を設立すると同時に、統制會社の全面的整備を行ふこととし、現在二十九の中央配給機關(統制會社二五、組合四)はこれを八統制會社に統合して、十七は解散することとなつたのである。また各都、道、府、縣に存在する從來の纖維製品配給會社もこれを新たに「統制會社令」によるものに改組された<sup>(註)</sup>。その他農林水産關係、化學關係、燃料關係等の諸部門においてもその整備の進捗がみられ、これが他の部門へ波及するにしたがひ、朝野多年の懸案も解決をみることと思はれるのである。而して今般、我が農商省において戰時食生活の安定を圖るため、生鮮食料品の確保を期し、その出荷販賣機關の整備強化をなす目的を以て立案した「生鮮食料品の出荷、配給機構の整備強化に関する件」(昭和十九年四月十四日閣議決定)において、大消費都市の青果物及び魚類の荷受配給機關を何れも「統制會社令」によつて新に設けることとしたことは、愈々、配給統制會社制度の活用が本格化したものとみてよいのである。しかもこの統制會社の出資者を既存關係機關及び當該地方公共團體とし、その公共性を具體的に明確ならしめる方策を講じ、また當該地方公共團體は必要に應じその統制會社に對し助成を行ひ、要すれば政府も當該公共團體に對し助成を考慮すること等の規定あることは、これが多分に營團的性格を有することが知られ、今後における一般の統制會社の進路を示してゐるやうに思はれるのである。

(註) 例、北海道纖維製品配給統制株式會社(資本金五百萬圓、札幌市)はその前身北海道纖維製品配給株式會社が統制會社令に基く設立命令を受け、昭和十九年四月二十五日の總會において統制會社移行を決議し、同時に社長、理事、監事を決定して設立、新たに發足したものである。

#### 四 配給統制會社の種類

今日、配給統制會社は各種各業の方面に設けられ、その基準のとり方如何によつて種々に分類することができるが、こゝには現存の會社につき物資別、地域別及び統制方式の三者によつて分けてみることにする。<sup>(註)</sup>

##### 一 物資別による分類

先づ配給統制會社は物資の種類に応じて分類することができる。蓋し一般に統制會社は物資の統制を行ふために設けられ、統制會のごとく産業別、業種別に設けられず、その統制客體は常に物資であるからである。ゆゑに之を物資の生産様式に応じて分類するときは、農産物、林産物、水産物、鑛産物、工産物及びこれらの中間的並に複合的生産物の各々につき配給統制會社が存在することゝなるのであるが、通常はこれらを更に細分した單數品目別かまたは二品目以上の謂はゞ複數品目の物資につき、配給統制會社が設けられてゐるのである。前者は一品目毎に配給統制會社の存在するものを言ひ、例へば日本砂糖配給統制株式會社、石油配給統制株式會社等のごときを指し、後者は數品目の物資にわたる一業種につき配給統制會社の設けあるものを言ひ、

例へば帝國水産統制株式會社のごときを指すのである。しかしながら本來配給統制は、屢述のごとく或業者や業種を直接の對象とせず、個々の物資につき行はれるを原則とするゆゑ、嚴密に言へば物資の種類の内在だけ配給統制會社の種類もあり得ることとなり、それはほとんど枚擧に暇あらず、したがつて分類の實益もほとんどないものと言はねばならぬ。この意味において、むしろ物資を生産財（原料品）と消費財（日用品）の兩者に大別し、前者すなはち原料、資材等の配給に關するものを「生産財配給統制會社」とし、後者すなはち食料品、衣料品、燃料品その他生活必需品の配給に關するものを「消費財配給統制會社」とすることの方が、より合理的であるやうに思はれる。これが例として鐵鋼原料統制株式會社、金屬回收統制株式會社、日本原皮株式會社、帝國毛皮統制株式會社等は前者に屬し、また足袋中央配給統制株式會社、日本食肉統制株式會社、ラヂオ受信機配給株式會社、日本靴配給統制株式會社等は後者に屬するものである。しかし之とても、一物資にして或時は原料資材となり、他の時は日用品となるものも少くないゆゑ（例、石炭）、かゝる分類にも亦中間的なるもの存在し、必ずしも充分なるものとは言ひ得ないのである。たゞ兩者の統制の重點を比較する場合、前者はそれが原料、資材の集荷面におかれ、多く蒐集組織を統制するに反し、後者はそれが日用品の分荷面におかれ、多く分散組織を統制するものであることは留意さるべき事柄であらう。

## 二 地域別による分類

次に配給統制會社はその地域の如何によつて、「全國的配給統制會社」と「地區別配給統制會社」の二つに

分けることができる。前者は全國を一地區として特定物資の配給統制を行ふところのものを言ひ、我が配給統制會社の大部分はこれに屬する。各地方に支店、營業所、出張所等を設けて、配給統制に必要な業務活動を行はしめるを通常とする。例へば日本輸出農産物株式會社は本店を東京都に置き、北海道地方の支店を札幌市に設け、以て北海道の特産物たる雜穀、薄荷、除蟲菊等の集荷、購入に必要な業務活動を行つてをる。後者は都、道、府、縣を、時にはその下部の特定地方を一地區として、當該地區における特定物資の配給統制を行ふところのものを言ひ、主として農産物、或は一部の食料品等のごとき一地方の特産物にして全國的統制の必要、比較的少きか、またはその不可能なるものに設けられる。前者の全國的配給統制會社に對しては通常その取扱物資を異にし、たとへ同種物資であつてもその統制系統を異にするゆゑ、それと上下の關係に立つものではない。例へば小樽鮮魚介配給株式會社（資本金五十萬圓）、函館鮮魚配給統制株式會社（資本金八十萬圓）等のごときはこれに屬し、何れも當該都市における鮮魚類の配給統制を行ふところのものである。

### 三 統制方式による分類

更に配給統制會社はその統制方式にしたがひ、「中央配給統制會社」と「地方配給統制會社」とに分けることができる。前者は全國にわたる配給統制を一元的に行ふものであつて、この點、前記の「全國的配給統制會社」と同様であるが、しかし需要者に對する販賣は自ら行はず、これを各都、道、府、縣に存在する「地方配給統制會社」をして行はしめる點において甚だしく異なるものである。これを譬へて言へば、從來の元卸商のご

とき存在にして、小賣商に對する直接の販賣は自ら行はないのである。またこれを食糧營團に引例すれば、恰も中央食糧營團のごとき存在に比せられ、これが主要食糧の一般消費者に對する販賣を自ら行はず、各地方食糧營團をして當らしめてゐるのと、よく類似してゐるのである。もし地方配給統制會社の設けなき場合には、地方毎に存在する統制組合（商業組合）をして當らしめるを通常とし、例へば中等學校に對する試薬の販賣につき、その中央配給統制會社である「日本試薬統制株式會社」は小賣業者に對する販賣を、各地方の商業組合の藥品部に行はしめてきたのである。いまこの種會社に屬するものを一、二、三あぐれば、タオル中央配給統制株式會社、莫大小中央配給統制株式會社、足袋中央配給統制株式會社、毛編毛絲中央配給統制株式會社、全國味噌配給株式會社、全國醬油統制株式會社、日本自動車配給株式會社、日本薬工品配給株式會社等があり、會社商號中に「中央配給統制」なる名稱のあるものはすべてこの種の會社と見てよいのである。

後者は、中央配給統制會社の下部統制機關として、都、道、府、縣毎に、或はこれらの數府縣を合した特定地方における配給統制を行ふものであつて、地方的存在たる點において前述の「地區別配給統制會社」と同様のものと看做され易いが、しかし中央配給統制會社と同一の物資を取扱ひ、統制系統も同一にして、中央と地方とは上下の關係に立てる點において、それと異なるものである。これを譬へて言へば從來の地方卸商のごとき存在であつて、小賣商に對し自ら、或は組合を通じて販賣を行ふものである。またこれを食糧營團に引例すれば、恰も地方食糧營團のごとき存在に比せられ、これが主要食糧を中央食糧營團の指圖にしたがひ、一般消費

者に販賣するのと甚だよく類似してゐるのである。いまこの種の會社に屬するものを二、三あぐれば、前記の中央配給統制會社の設けあるところの纖維製品、味噌、自動車等につき、北海道において北海道纖維製品配給統制株式會社、北海道味噌醬油統制株式會社、北海道自動車配給株式會社がみられ、その他北海道石炭配給統制株式會社、北海道地方木材株式會社、北海道薬工品配給株式會社、北海道セメント販賣株式會社等もこれに屬するものである。會社商號中に特定の都、道、府、縣の名稱あるものは多くこの會社と解してよいであらう。而して統制方式をかく中央と地方と二段式にして會社を設けるに至れる理由は、要するにその生産者または供給者並に需要者の數が甚だ多く、これが配給統制の圓滑化をはかるため、中央において全國的統制を行ふと同時に、その地方においても實狀に即した細部的統制を行はんとするにほかならぬ。また自動車、醫藥品等はその生産者少き割合に、需要者多きため、同様の統制方式によるを便宜とし、上記のごとく中央、地方の兩配給統制會社が設けられたのである。

(註) その他、配給統制會社は次のごとく分類することができる。

一、統制會の有無によつて、(イ)上部機關として統制會を有する配給統制會社、(ロ)上部に統制會を有せざる配給統制會社。前者は統制會の一分身と看做し得、その出資者は統制會である。例へば鐵鋼販賣統制株式會社(資本金五百萬圓)の總株數十萬株のうち、九萬九千餘株は鐵鋼統制會によつて所有せられてゐる。ゆゑに統制會の支配を受けるは言ふまでもない。もし今後、統制會において經濟事業の經營が行はるればかゝる會社は當然廢止されねばならぬ。後者は固有の意味における配給統制會社であつて、その出資者はその傘下にある一般の生産業者、配給業者等である。例へば日本自動車配給株式會社の

出資者は製造業者、部分品工業組合、販賣部、卸賣業者である。これによつて統制會社と出資者との關係はきはめて密接となり、その團結も強固となる。

二、統制の重點の所在によつて、(イ)購入部に重點を置く配給統制會社、(ロ)販賣部に重點を置く配給統制會社、(ハ)購入販賣の兩部面を同等に統制する配給統制會社。

三、會社の種類によつて、(イ)國策會社形態の配給統制會社、(ロ)統制會社(統制會社令による)形態の配給統制會社。

## 五 配給統制會社の職能と其の事業

配給統制會社は生産と消費の間におけるすべての配給活動を統制し、且自らも一定の計畫にもとづいて配給經營を行ひ、以て配給の適正、圓滑と價格公定の效果とを確保せんとするものである。これ配給統制會社の國民經濟全體の中において有つべき任務であつて、換言すればその「職能」にほかならぬ。

先づ配給統制會社は既述のごとく全國的または地方的なる配給統制と、これに必要な配給事業の經營を行ふことを目的とするものであるが、これがため國家は配給統制會社に對し物資の需給調整、供給確保、或は購入、販賣等に關する必要な命令をなすと同時に、その反面、購入、販賣等を行ふに必要な獨占權を一定の法的根據にもとづいて與へ、會社設立されたる時は局外者の存在を許さず、それに關係ある品目または業種の業者は、他への轉廢業者を除き、すべて強制的に参加せしめ、以て從來のごとき配給業者相互間における無駄な競争を排除し、統制の徹底を期したのである。この點、嘗てのシンデケードが價格並に利潤の獨占をはかるた

め、販賣の統制を行へると類似してゐるのであるが、しかしこれが全く業者個人の利益を目的とし、且それへの参加が全く自由にして、時に局外者の存在をみたのと著しく異なるところである。かくて配給統制會社は當該業界における單一の配給統制機關であるから、他の統制機關との間においてもよく協調し得、それは上下の關係において、また水平の關係において各統制を有機的に關連せしめ、從來屢々みられた「統制の爲の統制」といふがごとき無用の統制をよく排し得るものである。

次に配給統制會社は物價統制の圓滿なる遂行に協力することをその一の職能とする。從來、業者が個々に存在してゐた場合には、いかに國家が強權をもつて公定價格の勵行を要望し、また各組合がそれを要請するとも、なほ業者の賣惜み、買占め並に公定價格違反等の經濟事犯を防止することは甚だ困難であつたが、すでに配給統制會社は關係業者を打つて一丸として設けられ、それが統制行爲のみならず、更に賣買事業をも自ら直營するものであるため、もはや業者の恣意的行動は絶対に許されず、自ら價格公定の效果はよく確保せられ、以て物價統制の遂行に協力し得るのである。要之、配給統制會社は配給組織の單純化をはかつて統制の徹底を期し、他面取引手續の簡素化と配給費用の節減をはかつて消費者に利益を與へ、かくして國民經濟の總力發揮に寄與せんとするものである。

さて然らば上記のごとき職能は、具體的には配給統制會社のいかなる業務活動、換言すればその「事業」を通じて發揮されるのであるか。既述のごとく配給統制會社はその基準のとり方如何によつて種々に分類せられる

のであるが、これに伴ひその事業も、具體的なる細部の點については非常に異なるものあるは言ふまでもない。

而して之をごく一般的にみれば配給計畫への參畫、配給の統制及び配給事業の經營の三者があげられ、このうち後二者が會社業務の主要部分を占め、これらは主要業務と附隨業務との二つに分け得るのである。主要業務とは會社業務の根幹をなすものを言ひ、物資の集荷、購入、販賣、分荷等に關する統制及びその經營が之に屬し、また附隨業務とは主要業務の助成的任務を果すものを言ひ、運送、保管、金融等の諸經濟活動が之に屬するのである。但しこれら事業の内容を具體的に知るためには、各配給統制會社の定款または準據法について見ることを要する。例へば鐵鋼販賣統制株式會社の「定款」によれば次の通り規定されてゐる。

第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ目的トス

- 一 鐵鋼ノ購入、販賣並ニ輸出入
- 二 鐵鋼ノ取引ニ關スル委託又ハ受託ヲ爲スコト
- 三 前各號ノ事業ヲ遂行スル爲ニ必要ト認ムル事業ニ投資シ又ハ其ノ事業ノ株式會社ノ發起人トナルコト

四 其ノ他商工大臣ノ命ズル業務

五 前各號ニ附帶關聯スル業務

また日本石炭株式會社の事業については、「石炭配給統制法」に次の通り規定されてゐる。

第十四條 日本石炭株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 石炭ノ買入及販賣

二 石炭ノ輸出、輸入、移出及移入

三 石炭鑛業ニ對スル資金ノ融通及投資

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 其ノ他石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナ事業

日本石炭株式會社前項第四號又ハ第五號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
かくて配給統制會社における事業の中心は物資の購入及び販賣を通じて、その統制をなすところに存する。

またこれらが卸賣業務に關すると、小賣業務に關すると問ふところでないが、しかし事實上は卸賣業者の統合  
出資によつて設立せられ、卸賣事業の統制と經營とを行ふものが多く、一般消費者に對する小賣事業の經營に  
ついては、一部の機械類のごとき製品を直接、需要者に販賣するものを除いては、多く小賣統制組合または小  
賣業者に委ねられてゐる現状である。かく見きたるとき、それは從來の販賣會社の事業と格別の相違がないや  
うに思はれる。しかしながら從來の販賣會社にありては、物資を能ふかぎり廉價に購入し、これを能ふかぎり  
高價に販賣して、最大可能の利潤を收得することを目的としたのに反し、配給統制會社の場合においては、購  
入價格も販賣價格もすべて公定せられ、公定價格によらざる賣買はなし得ず、爲に事業はこの兩者の範圍内に

おける手數料的收入の獲得を目標として經營せられることゝなる。この意味において配給統制會社の事業は本來、單純化され得る可能性を有するものと言はねばならぬ。而してその事業がかく單純化され得ることは、從來の自由主義經濟下にみたる企業者個人の技能、經驗等を左程重視せしめざるに至るものである。これに關し從來、我が統制會社の經營上、一般に非難せられたる諸點は省みられねばならぬ。蓋し從來の我が統制會社は、その業務經營上の缺陷として能率の低下、官僚主義の採用等があげられてきたが、之には部分的に首肯すべき點があつても全面的に是認さるべき理由は甚だ乏しいからである。思ふに統制會社は本來、國策の遂行といふ至上命令により、多くの會社その他業者、組合等を合同して生成され、しかもそれが全く新しき統制經濟下の新事業を行ふものであるから、極度の非能率や官僚化はもとより排すべきであるが、しかし之等を若干散見したからと言つて、十把一束的に非難することは慎まねばならぬ。その理由は、一般に大企業は――民間企業においてさへ――中小企業に比し能率低きを常とし、また大企業の經營は相當廣範圍にわたり、これを秩序的に行ふには萬事規則的に行ふことを要し、個人企業にみるごとき放縱經營は絶対に許されず、自らやゝ官僚主義に墮するは避け難いからである。またこれが全く新規の事業を行ふものである結果は、たとへ民間の有能者をして當らしめるとも果して能率的なる經營を行ひ豫期の業績をあげ得るや否やは多大の疑問あるものと言はねばならぬ。

最後に、配給統制會社の事業に關連して謂はゆる「代行人」制度の存在につき附言しよう。代行人（または

代行店)とは配給統制會社の業務の一部を代行するところの者にして、換言すれば生産地に散在する多數の生産者より生産物を買求めて會社の集荷を容易にし、また生産統制會社より製品を受取りこれを一時自ら保管し、必要に應じ地方配給統制會社へ積送するといふが如き、物資の集荷、保管、運送、分荷等の業務につき代理行爲をなすところのものである。纖維製品の配給統制會社についてこの制度がみられ、會社は代行人を各地方に置くことによつて、支店、出張所等を設けることなく、事業を迅速、簡便に處理することができるのである。而してかく代行人が配給統制會社の使用人に非ずして、會社の爲に平常その營業の部類に屬する取引の代理を爲す點において、從來の代理商と甚だよく類似してゐるのであるが(商法第四十六條參照)、しかし代理商は専ら自由主義經濟下において充分の活動をなし得るものであるに對し、代行人は全く統制經濟下の所産であり、上述のごとく配給統制に關する業務の一部を代行する點において、兩者は異なるものである。然らばかゝる代行人制度は、果して必要なる存在であるかと言ふに、それは今後、配給統制會社制度が完備して内容が充實し、製品規格が單純化されてくれば、當然廢止さるべきものと思はねばならぬ。何となれば本來、代行人設置の理由が、配給組織の再編成にもとづく新統制會社の設立と多數業者の轉廢業とは、或は業界に急激なる變革と大なる混亂とを惹起せしめるやも知れずといふ憂慮より、これを能ふかぎり避けると同時に、併せて從來業者の有する資力、設備、技能、經驗等をも可及的活用し、以て配給統制の圓滑化をはからんとしたところにあるのであるから、この制度は謂はゞ便宜的、一時的なる存在であり、それゆゑ今後、配給統制會社の業務活

動にして大いに刷新、改良せられ、經營能率の向上をみる場合には、當然無用に歸すべく、またこれを配給組織の簡素化、配給費用の節減等といふ方面よりみるも、その廢止が促進されねばならぬからである。

附記——配給統制會社の理論的究明に關しては、更に統制會との關係につき論述すべき問題が残されてゐるが、これは他の機會に譲りたいと思ふ。尙、本小稿の論述に當り、札幌、小樽兩市に本、支店を有する四、五の統制會社の幹部の人々から、業界の實情につき種々教示を仰いだことが少くない。こゝに記して謝意を表したいと思ふ。

主要参考文献——川端巖氏著、統制會社論（昭和十八年一月）。一、山城章教授著、新企業形態の理論（昭和十九年二月）。一、大隅健一郎教授稿「統制會社令について」（法律時報第十五卷第九號、昭和十八年九月）。一、重要産業協議會企業部稿「統制會社の現状と整備方針の具體化」（重産協月報第三卷第一號、昭和十九年一月）。——昭和十九年五月末日稿——